

平成25年

南部町議会第3回臨時会会議録

平成25年 8月 5日

山梨県 南部町議会

平成25年南部町議会第3回臨時会

平成25年8月5日(月)
午前10時00分開会・開議

議事日程(第1号)

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 提出議題の報告

日程第5 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第40号 南部町地域活性化住宅条例の制定について

日程第6 議員派遣の件

4. 出席議員は次のとおりである。 (12名)

1番	遠 藤 光 宣	2番	仲 亀 佳 定
3番	森 田 守	4番	望 月 藤 一
5番	望 月 將 名	6番	旗 持 雅
7番	鍋 田 幹 雄	8番	木 内 利 明
9番	堀 之 内 可 和	10番	佐 野 哲 也
11番	内 田 大 明	12番	萩 原 敬

5. 欠席議員 (なし)

6. 会議録署名議員

3番 森 田 守 4番 望 月 藤 一

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (5名)

町 長	佐 野 和 広	教 育 長	望 月 宝
総 務 課 長	若 林 正 昭	企 画 課 長	佐 野 隆 行
建 設 課 長	長 坂 正 志		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名 (1名)

議会事務局長 望 月 哲 也

○議長（萩原 敬君）

皆さま、おはようございます。

平成25年第3回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

たいへん暑い中での選挙戦であった参議院選挙も、与党の安定多数という結果で終了しました。これで、国政は当分落ち着きを取り戻し、町の行政事務が、複雑にならないことを願うものであります。

南部町は、8月に入り、火祭りの準備に追われております。天候に恵まれ、町内外から多くの方々に来ていただけるよう希望し、町民を挙げて心からの歓迎をしたいと思います。

本日の臨時会は、議案1件であります。町が少子化対策と地域活性化の起爆剤とする地域活性化住宅の条例であり、重要な案件でありますので、慎重な審議をお願い申し上げます。

議員各位には、梅雨明けが早く、長い夏が予想されますので、十分健康に留意され、議員活動をお願いいたします。

さて、第3回臨時会の開催通知を差し上げましたところ、議員各位には、何かとご多用のところ全員のご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、平成25年南部町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、平成25年南部町議会第3回臨時会は成立いたしました。

それではただちに本日の会議を開きます。

○議長（萩原 敬君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、3番 森田 守議員及び4番 望月藤一議員の両名を指名いたします。

○議長（萩原 敬君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（萩原 敬君）

日程第3 諸報告を行います。

請願、陳情等についてであります。今期臨時会に付する請願、陳情等はありません。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長及び教育委員会委員長に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席並びに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので、報告いたします。
以上で諸報告を終わります。

○議長（萩原 敬君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布しておりますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（萩原 敬君）

日程第5 議案第40号 南部町地域活性化住宅条例の制定についてを議題とし、議案の説明、質疑、討論、採決を行います。

最初に、町長の提案理由の説明を求めます。
佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

おはようございます。

それでは、本臨時議会にご提案をさせていただいた議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

6月議会において、万沢地域活性化住宅建設の契約承認をいただきましたが、9月には住宅入居者の募集を開始し、来年度には入居ができるように準備を進めております。

議案第40号 南部町地域活性化住宅条例の制定につきましては、平成26年4月供用開始予定の、万沢中学校跡地に建設中の、若者定住子育て支援を目的とした地域活性化住宅の設置、管理運営及び入所要件等について、事前に定める必要が生じたためであります。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議をいただき議決賜りますようお願い申し上げ、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（萩原 敬君）

次に、担当課長の補足説明を求めます。

佐野企画課長。

○企画課長（佐野隆行君）

（補足の説明・省略）

○議長（萩原 敬君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

○議長（萩原 敬君）

次に、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。

議案第40号 南部町地域活性化住宅条例の制定について、質疑はありませんか。

7番 鍋田議員。

○7番議員（鍋田幹雄君）

確認という意味で、お答えを願いたいと思います。

提案理由にありますとおり、事前に定める必要がある、9月から募集をかけるということで、住宅のできる前に条例を制定するという例が出たわけですが、その辺りについてもう一度お答えください。

○議長（萩原 敬君）

佐野企画課長。

○企画課長（佐野隆行君）

鍋田議員のご質問に、お答えをいたします。

26年4月の供用ということになりますので、今、入所要件等の決定をしておかないと、募集もできませんし供用もできないわけですので、早いに越したことはないということで、今回、臨時議会をお願いし早めの決定をしていただき、なるべく周知期間が長く取れるようにということあります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（萩原 敬君）

他に質疑はありませんか。

8番 木内議員。

○8番議員（木内利明君）

2ページ、第4条の入居者の資格ですが、町長、子どもを持つ人たちに入つてもらうと言っても、もうひとつ考えなければならないのが、居住はここだけれども、子どもたちの希望する学校が、たとえば町外であったという場合に、どう対応するかということをしていかないと、これまでの例でも、町内での異動もありました。

新しいことをする場合には、色々な案件が必ず出てくると思います。そういう時にその場で考えるのではなく、予備的に早い段階で、基本的にこのように考へているとしておかないと。

心配するのは、非常に家賃が安いですね、子どもが3人で15,000円の減免と。入つては来るけれど、子どもはここでなく町外だよ、ということがないとは言えないと思います。その時の対応として、町長はどのように考へているかお答えをしていただきたいと思います。

○議長（萩原 敬君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今のご質問ですが、私があの場所に集合住宅を造ろうとしたことには、学校を

存続させたいということ、それが基本になりました。ですから、たとえば子どもさんがいて町外の学校に行きたいと、それはだめです。

以上です。

○8番議員（木内利明君）

町長から明確な答弁がありましたが、やっぱり規定的なものを作つておかないといけないと思います。初めての事なので、気がついてからするということもあると思いますが、それも含めて、規定しておけば後のことがしやすいと思うので、対応していただきたいと思います。

○議長（萩原 敬君）

他に質疑はありませんか。

9番 堀之内議員。

○9番議員（堀之内可和君）

24条ですが、8ページの、すべての子が18歳に達する日以降の最初の3月31日になった時には、明渡しの請求をするということですが、せっかく南部町に住んでくれた人たちが、さあ出てくださいということになって、またよその町に出てしまうということも考えられます。

この辺りの考え方について、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（萩原 敬君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今のご質問ですが、確かに考えられます。

私はこれから、子どもさんたちが高校を卒業する前までの間には、色々な手を打とうと思っています。たとえば分譲であるとかですね。

とにかく定住化構想をうたっていますから、それに全力を注ぐつもりであります。

○議長（萩原 敬君）

9番 堀之内議員。

○9番議員（堀之内可和君）

町長から力強い言葉をいただいたわけですが、とにかく明渡しとなった場合でも南部町に残れるような、優先分譲するとか色々な条件をつける等、町内に残ってもらえる対策をしてもらいたいと。これは要望ですが、お願いしたいと思います。

○議長（萩原 敬君）

他に質疑はありませんか。

4番 望月藤一議員。

○4番議員（望月藤一君）

ひとつ確かめておきたいのですが、4条の2項で、「中学生以下の子がいる家庭、又は中学生以下の子の無い家庭で夫婦のいずれかが40歳に達していないこと」とありますが、変な事を言うようですが、夫が60歳として妻が40歳と、子どもがもうけられる年齢として妻が40歳ということで決めたように思います、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（萩原 敬君）

佐野企画課長。

○企画課長（佐野隆行君）

望月議員の質問にお答えいたします。

検討委員会の中では、やはり子どもの出産というところに焦点があたりまして、表現については色々な意見が出ましたが、やはり妻の年齢できちっと決めた方がということで、最終的にまとまったと思います。

それで、どうしても子どもが生める間というような文言になりますが、条例の文面にする段階で女性差別等の問題があり、法令審査でも表現が好ましくないということになり、このような条文になりました。

ご指摘のとおり逆転の場合、妻が45歳、夫が35歳というような例も、稀ではありますが当然あり、この条件であれば入所要件を充たすものです。第1条の趣旨には則っていませんが、重々承知のうえでということでございます。

もちろん、入所の審査の際には、第1条の趣旨を充分含めた上で吟味しての決定となりますので、条件を充たせばすぐに入所ということではありませんので、そこは運用の中でしっかりと管理していきたいと思います。

○議長（萩原 敬君）

他にございませんか。

8番 木内議員。

○8番議員（木内利明君）

24条でありますが、先ほど堀之内議員から要望がありましたが、私の質問はその延長線上のことです。

これまで、県営住宅など公営住宅に住んでいる人たちが、将来は土地を買って自分の家を建てたいということがあるわけですが、町の分譲の場合には期限付きであり、土地を買うのが精いっぱい家を建てるところまではお金がないと、そのような話を聞いております。

今、民間でも売地が出てきていますが、土地を買って、家を建てられるまで管理しておくと、そういうチャンスをつくっておかないと。

年齢で出でていってくださいとなつて、ここに住みたいけれども、町の分譲地を買おうとしても、5年以内に家を建てることができないとなると、よそに出て行ってしまうということです。

そこで、もう一工夫のことを考えているかどうかということを含めて、将来、絶対にここで生活したいという気持ちを持ってもらうには、配慮が必要かと思いますが、その点について、町長はどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（萩原 敬君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

なかなか難しい問題ですが、まずひとつ、子どもが18歳になったらということがありますが、その時の社会情勢もあるでしょうけれども、今後、そういう人たちが

南部町に大勢いらして、何とかここに住みたいと、ところが家を建てるのは大変だということであれば、それはその時の条件で、また新たにそういう集合住宅を造ってもいいかなとまで考えているんです。

それから、分譲なのですが、町内にいくつか古くなつた公共の建物であるとか、これから統廃合しなければならない場所もあります。それは徐々にやっていこうと思っております。

これから数年、様子を見なければいけないです。時代が変わるように、また、この町が変わるように私は期待し、この問題に力を入れていこうと思っています。

○議長（萩原 敬君）

他にございませんか。

7番 鍋田議員。

○7番議員（鍋田幹雄君）

本来ですと、金額的なことは条例の方に設けるべきで、規則では容易に変えられることがあるから、条例に盛り込みなさいという約束事があったように思いますが、この点については、どういうことから、条例ではなく規則でということになったのでしょうか。

○議長（萩原 敬君）

佐野企画課長。

○企画課長（佐野隆行君）

鍋田議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、本来、金額的なものについては条例で定めることが望ましいということになっていますが、今までの優良賃貸住宅条例につきましても、規則で定めておりまして、その流れで今回も規則でということになりました。

○議長（萩原 敬君）

他にございませんか。

9番 堀之内議員。

○9番議員（堀之内可和君）

5ページの13条ですが、家賃等の変更ということで、内容として、時代の推移とともに変更もあり得るということだと思いますが、このような事も考えながら、今まで定住対策推進協議会で条例についても練ってきたわけで、この協議会を将来も残して、変更など色々な協議をしていく必要があるものと思いますが、このことについて町長の考え方を教えてください。

○議長（萩原 敬君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

今のご質問ですが、金額的なものに関しては非常に良い数値を出していただき、たぶん今、町内で県営住宅や町営住宅に入っている方たちは、非常に羨ましいなあという声が出るかもしれません、この辺は、はっきりと、定住化ということでうたつていただくと。

もうひとつ、今おっしゃられた形ですが、全国の広報誌等を見ると、定住化に向けては、もの凄く大胆な政策をやっているところがあります。びっくりするような金額で、南部町ではそこまでは踏み込めませんので、この金額としたのですが、おっしゃられたように、常に時代は変わって行きますから、当然、協議会の組織というものは、人は替わるかもしれませんがそれは残して、その時の状況に応じて、色々な話し合いの場をもっていただきたいと思っております。

○議長（萩原 敬君）

他にございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第40号の質疑を終了いたします。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

議案第40号について、討論はありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。

以上で、議案第40号の討論を終了いたします。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第40号 南部町地域活性化住宅条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第40号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（萩原 敬君）

日程第6 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布しております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しております資料のとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。

○議長（萩原 敬君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

よって、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成25年南部町議会第3回臨時会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時30分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成25年8月5日

南部町議会議長

萩原敬

会議録署名議員

森田守

会議録署名議員

望月藤一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 望月哲也